介護保険制度改正の見直しを求める意見書

介護保険法の改正により、要支援1,2のサービスが市町村による新総合事業へと移行されました。

新総合事業では緩和した基準によるサービスの導入が可能とされたことから、 利用者にとっては、介護保険料はこれまで通りにもかかわらず、これまでの専 門的サービスが一定の講習や実習を受講した無資格者のサービスに置き換えら れるケースも生まれています。

利用料についても、2015年に2割負担を導入したうえに、先の通常国会で現役並み所得世帯に対する3割負担の導入を決めました。

毎年、介護のために仕事をやめる介護離職は10万人といわれており、今回の 負担増により介護離職が増え、介護難民がさらに広がることが懸念されます。

また、介護認定や介護給付を抑制した自治体が、優先的に財政支援(財政的インセンティブ)を受けられる仕組みを導入することに伴い、事業者も成果を上げれば同様に財政支援を受けることができ、反対に自立支援に消極的と評価されれば負のインセンティブを科されることが決められています。こうしたやり方を導入すれば、自治体や事業者は財政支援を受けようと介護認定や介護サービスの抑制に走ることも懸念されます。

よって、国においては、利用者の負担増及び介護給付抑制へと自治体を競わせる仕組みを見直すよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条規定により意見書を提出します。

平成 29 年 12 月 20 日

北海道名寄市議会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣

勿